

様式3（第5条関係）

（宛先）訓子府町長

移住支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 北海道が実施するUIJターン新規就業支援事業及び訓子府町移住支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び訓子府町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、訓子府町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）上記1に定める報告又は立入調査を拒否した場合：全額
 - （3）移住支援金の申請日から3年未満に訓子府町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （4）訓子府町移住支援金交付要綱第3条第2号（就業による場合）において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額
 - （5）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - （6）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に訓子府町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 住所・連絡先に変更があった場合、速やかに変更内容について訓子府町に申し出ます。

上記の内容について確認・同意いたします。

同意年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名： _____ 印

○住所・連絡先が変更になった場合は、下記のいずれかの方法でお知らせください。

- ・電話番号 0157-33-5008
- ・メールアドレス genki@town.kunneppu.hokkaido.jp
- ・郵送先 〒099-1498 常呂郡訓子府町東町398番地

原本：訓子府町保管 写し：申請者保管